２０２４年１月２３日発行

村尾光子の
下野市議会報告（第73号）

（下野：しもつけ）



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@nifty.com

令和５年第4回定例会(11月30日～12月15日)の報告です。

～もくじ～

《審議事項》

○諮問（1件）
・人権擁護委員の候補者の推薦同意（松本文男氏）

○補正予算（8件）
・一般会計(第５号、第６号) ・国保会計 ・後期高齢者医療 ・介護保険 ・石橋駅周辺区画整理 ・仁良川地区区画整理 ・下水道事業

○条例改正（9件）
・市議会議員の議員報酬等条例 ・市長等の給与等条例 ・職員の給与等条例及び任期付職員の採用･給与の特例条例 ・会計年度任用職員の給与等条例及び職員の育児休業等に関する条例 ･コミュニティセンター条例 ・部設置条例 ・国保税条例 ・中小企業･小規模企業振興条例 ・農業集落排水施設条例

○指定管理者の指定（7件）
・コミュニティセンター（12館） ・ゆうゆう館 ・ふれあい館 ・市民農園 ･道の駅しもつけ ･三王山ふれあい公園 ・グリムの森･グリムの館

○その他（2件）
・栃木県市町村総合事務組合規約の変更
・しもつけ産業団地整備事業に伴う字の区域の変更

○陳情
・選択的夫婦別姓の早期実現に関する陳情 ⟹ 採択

○発議
・選択的夫婦別姓制度の議論の推進を求める意見書 ⟹ 採択（賛成 14・反対 3）

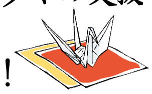
■一般質問：13議員が質しました。

令和６年第１回定例会の会期は2月21日（水）～3月18日（月）の予定です。

皆様、健やかに新年をお迎えでしょうか。

紛争は一向に収束する兆しも無く、泥沼化しているようです。そして、元日に起こった能登地震。地球が、日本が崩壊するのでは無いかと驚愕しました。

水･食料や暖を得られない多くの人々へ、多くの支援が必要です。できることをしなくては！



全ての人にとって平穏な年になりますように！

新年早々の１月９日、県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク（下野市水道水を考える市民ネットワークも構成団体）は、県との協議を行い、私も参加した。懸案の南摩ダムに係る県南広域的水道整備事業がどうなっているのか、確認し、疑問を質す場であった。しかし、県側のスタッフが交替したせいか、説明は２年前と全く変わらず唖然とした。関係２市１町からの回答待ちと言う。期限を決めずに！確かに関係市町は報告書作成のためアセットマネジメント実施などに苦労している。現有施設維持にも。表流水を利用する（買う）ための新たな浄水場って必要ですか?自

会派下野市民派クラブ有志による
議会報告＆意見交換会

とき：Ｒ６年２月３日（土）
午後１時３０分～３時３０分
ところ：グリーンタウンコミュニティセンター 会議室
報告者：石川 浩 ･加藤好雄・村尾光子
どなたもご自由におでかけください！

※感染症防止のため、各位の判断でのご協力をお願い致します。感染の拡大状況によっては開催を中止する場合もありますので、どうぞ、ご了承ください。

■市長等特別職、議員の期末手当、職員の給料・期末手当を引き上げ

人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、初任給・若年層の給料月額を重点に引上げ、賞与(期末・勤勉手当)も支給月数を引き上げた。

(1)給料月額　平均改定率：1.1 %(全体)

（1 級 5.2 %、2 級 2.8 %、3 級 1.0 %、4 級 0.4 %、5 級以上 0.3 %）

(2)賞与　　（支給月数）　（万円）

職　種	現行	改正後	比較	増額分
市長等、議会議員 特定任期付職員	3.30	3.40	0.10	84 万円
一般職員	4.40	4.50	0.10	4,790 万円
再任用職員	2.30	2.35	0.05	
会計年度任用職員	2.40	2.45	0.05	139 万円

※ R6 年度から会計年度任用職員の賞与は、地方自治法改正により勤勉手当の支給が開始され、一般職員と同じ月数になる。支給対象は 6 か月以上の勤務者

賞与内訳	R5 年度	R6 年度
期末手当	2.45	2.45
勤勉手当	–	2.05
合 計	2.45	4.50

■市役所組織改編、R6 年 4 月 1 日から
（部設置条例の改正）

9 部 29 課 ⟶ 9 部 30 課へ

【改編点】

(1)健康福祉部

児童福祉法、母子保健法の改正により、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを一体的に相談支援する。

・こども福祉課内「こども家庭総合支援拠点」
・健康増進課内「子育て世代包括支援センター」
} 統 合

➡
- こども福祉課 ⟶ 子育て応援課に改称
  - ・しもつけっ子応援グループ
  - ・保育グループ
- こども家庭センター
  - ・こども家庭支援グループ
  - ・家庭相談グループ
  - ・すこやか親子グループ

(2)建設水道部

・専門的スキルを持った職員(建築技師など)を効果的に配置し、各課の建築に関する工事を一括して受託する体制を構築する。

・水道・下水道の企業会計を一つの局とし、専門的知識を高めることにより、安定した企業経営を目指す。

建設水道部		都市建設部
建設課	➡	都市政策課
都市計画課		管理保全課
区画整理課		整備課
水道課		上下水道局
下水道課		企業経営課(局長兼務)
		上下水道課

■国民健康保険税条例の改正

(1)課税限度額引き上げ

R5 年 4 月、改正地方税法施行令が施行され、後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられた。

本市は、R6 年 4 月 1 日から引き上げる。

区　分	R5 年度	R6 年度	増　減
医療保険分	65 万円	65 万円	据え置き
後期高齢者支援金分	20 万円	22 万円	2 万円
介護納付金分	17 万円	17 万円	据え置き
合　計	102 万円	104 万円	2 万円

(2)出産する被保険者の産前産後期間の所得割額・均等割額を免除　　施行日：R6 年 1 月 1 日

①対象者：市国民健康保険加入者で、出産予定日または出産日が R5 年 11 月 1 日以降の人。

出産：妊娠 85 日(4 か月)以上の出産。死産、流産(人工妊娠中絶)、早産を含む。

②免除対象・免除期間

原則、世帯主からの届出により出産予定月の前月(多胎妊娠は 3 か月前)から、出産予定月の翌々月までの期間、出産する被保険者の所得割額と均等割額を免除する。

③費用負担

公費負担：国 1/2・県 1/4・市 1/4

【市の負担見込み額】
・厚労省の試算:1人当たりの免除額 27千円。
・R4年度市出産育児一時金支給件数 26件から試算すると　約175,500円／年

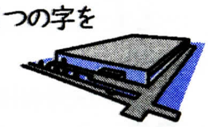
■農業集落排水施設柴南東部地区は公共下水道事業へ接続、R6 年 4 月 1 日から

農業集落排水処理施設を廃止して、公共下水道へ接続する。

廃止後は、公共下水道事業受益者負担金に関する条例の国分寺市街化調整区域負担区となり、従前の 60 万円とする。

■しもつけ産業団地区域の字変更

現在造成中のしもつけ産業団地区域では、施行後、企業への分譲のため、区域毎に合筆することになるが、現在、この区域内には、下坪山、花田、絹板の 3 地区 7 字が存在している。異なる字同士の合筆はできないため、3つの字を「下坪山結城道西」(ゆうきみち)に変更する。



■手数料条例を改正

(1)マイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニ交付サービスでの手数料を 10 円に減免する。

期間 R6 年 2 月 1 日～ R6 年 4 月 30 日

(2)①戸籍(除籍)証明書交付の広域対応、②戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号に係る手数料、③届書等情報の証明書の交付及び閲覧、これらの手数料を決定。(詳細は市役所市民課にお問い合わせください。)

■ R5 年度一般会計補正予算 （第 5 号、第 6 号）

補正予算 2 件後予算総額 293 億 6273 万円に。

(第 5 号)補正額：8 億 7871 万 3 千円

【歳入】 （1 万円未満切捨て）

○国庫支出金 2 億 3951 万円
○県支出金 1 億 2859 万円
○寄附金 70 万円
○基金繰入金 3 億 7600 万円
　財政調整 4 億 3100 、公共施設整備 △ 5,500
○市債 1 億 3390 万円

【主な歳出】

○地方創生推進事業(移住支援補助金) 1750 万円

> 申請件数が当初見込みより上回りそうなので増額。単身者世帯 60 万円、世帯 100 万円、子育て加算(18 歳未満)100 万円／人、財源:県 1312.5 、市 437.5

○基幹系システム改修 1595 万円
○石橋駅自転車駐車場ﾘﾉﾍﾞｰｼｮﾝ事業 3500 万円

> 塗装に鉛含有が認められたので工法変更、自動精算機は設置しない。R4 ～ R6 年度事業。(自治医大駅西口のトイレは当面設置せず、駐輪場自動精算機も設置せず)

○こども医療費助成 1 億 0088 万円
○後期高齢者医療費負担金 2281 万円
○障がい者給付事業 1 億 4527 万円

> 自立支援医療費 1673 、自立支援給付 1 億 2854

○障がい児通所支援給付費 8054 万円
○福祉タクシー事業 1091 万円

> 公共交通利用が困難な障がい者へのタクシー券交付事業を R6 年 1 月より拡充する。障がい者 6 枚／月、介助者 4 枚→ 6 枚／月とし、1 回の利用枚数は制限しない。

○保育園事業 1 億 3147 万円

> 教育･保育施設型給付委託料、国が定める公定価格に加算項目の追加等があったため増額。
> 財源：国 6361 、県 2659 、市 4126

○産後ケア事業 545 万円

> 出産直後の母子の心身のケア、育児サポート等を実施(R 元年度～)。これまでの助成制度に加え、新たに国･県の助成制度が拡充され、更に市は独自に自己負担分を支援する(利用者負担ゼロに)。
> 現行：支援部分 8 ～ 9 割(国 1/2 、市 1/2)
> 　＋自己負担(約 5,000 円) （下線:支援拡充部分）
> 拡充後：現行の支援＋(国 1/4 、市 1/4 、県 1/4)+(市 1/4)
> 財源：国 215 、県 22.5 、市 307.9 市独自支援

○県単独農業農村整備事業 224 万円

> 八幡下地区(南河内土地改良区)擁壁ブロック築造
> 負担割合：県 50 %、市 20 %、土地改良区 30 %

○別処山公園ナイター LED 化工事 1 億 1969 万円

> A 球場のナイター設備を LED 照明に更新

○クビアカツヤカミキリ被害木伐採 822 万円

> 特定外来生物であるため、被害木 14 本を伐採、
> 天平の丘公園(2)、市道(2)、西原公園･日酸公園(5)
> 細谷小(1)、国分寺中(1)、国分尼寺後(3)

○人事院勧告による職員等給与費増額 5013 万円

(第 6 号)補正額 3 億 5709 万 7 千円 （追加議案）

R5 年 11.29 、低所得世帯支援枠の追加的拡大、物価高騰の影響を受けた生活者･事業者を支援するための交付金が計上された国の R5 年度補正予算が成立した。これを受け、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(重点支援交付金)」関連事業費を計上した。

● 対象事業：第 2 回定例会(報告 No71p2)と同様

● 本市の交付限度額 (R5 年 11 月 29 日通知分)

(1)低所得世帯支援枠	199,346 千円
(2)推奨メニュー	104,275 千円
合　計	**3 億 0362 万 1 千円**

【歳入】

○手数料 △ 51 万円
○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 3 億 0362 万円
○財政調整基金繰入金 5400 万円

【歳出】

○住民税非課税世帯への臨時特別給金支給事業 2 億 6345 万円

> R5.12.1 時点で世帯全員が R5 年度分の住民税均等割が非課税である世帯に 7 万円/世帯を支給。
> 対象：3700 世帯

○水道料金基本料金減免措置 3702 万円

> 今回 2 か月分、既に 2 か月分の減免を実施、この財源を水道事業会計へ繰り出す。
> R5 年度も計 4 か月分減免する。

○小中学校の学校給食費支援事業給付金交付事業 4303 万円

> 物価高騰による負担増に鑑み、給食費を負担する保護者に対して学校給食費 2 か月分(R6 年 1 ～ 2 月分)の給付金を交付する。
> 小学生･義務教育学校前期：4,700 円/月(1,436 名)
> 中学生･義務教育学校後期：5,500 円/月(798 名)

○しもつけっ子応援プロジェクト 1801 万円

> 当初予算で計上した 1 歳未満の乳幼児保護者への紙おむつ券等交付事業(4 万円/人)の財源振替

○証明書コンビニ交付手数料減免事業 200 万円

> マイナンバーカードを利用した住民票等各種証明書の交付手数料を 10 円に減免、R5 年度の減収分 146 万円とシステム改修費 54 万円に国交付金を充てる。
> (キャンペーン期間は R6 年 2 月 1 日～ 4 月 30 日)

○公共施設指定管理者の電気料金高騰対策支援金交付事業 908 万円

> ふれあい館、ゆうゆう館、道の駅しもつけ、ゆうがおパーク、グリムの森･グリムの館、石橋図書館
> (R5 年度上半期高騰分を補助することで年間の 1/2 を補助)

> **ご存じですか？予算･補正予算の概要書**
> **今年度から、議決後の補正予算も市ホームページに説明書が公開されています。事業内容、財源も説明されていて、とても分かりやすいです。ご一読を！**





村尾光子の 一般質問

残された質問時間は 60 分ほど、3 月定例会も考えて 30 分以内とした。執行部答弁は簡潔明瞭、ご協力を頂き、感謝！！



本市の入札制度、透明性確保は万全か？

最近、市ホームページで入札結果報告書の閲覧時に「取り抜け」の表示がある報告書があった。何だろう？入札に関する例規を見ても、「取り抜け」の規定は見当たらなかった。この方式を採用していることは公表すべきではないか。

(1)入札執行時には「取り抜け」方式が実施されているようだ。この方式が導入されたのはいつからか。
実施した理由、過去5年間の件数、効果、現在の実施方式、今後の方針等の説明を求める。

【坂村市長】取り抜け方式：建設工事や測量等の建設関連業務委託を発注するにあたり、複数の工事等について同時期に入札を行う場合に、先に行った入札で落札者となった者は次の入札には参加できないという条件で実施する入札方式。

また、既に近接（半径 500 m以内）して同種の工事を受注している業者がいる場合にも、安全管理や材料調達などの面で有利にならないよう、当該受注済み業者は入札に参加しても落札者にはなることはできないという取扱いも行っている。

取り抜け方式を導入した理由：①大規模な工事を複数の適切な規模の工事に分割、発注することにより、複数業者同時に施工でき、全体としての工期が短縮できる。②建設業者の受注機会が増える、等の効果がある。

導入した時期：H18 年 1 月の 3 町合併当初から導入。

過去5年間の実施件数：該当入札は 27 件

今後の方針：取り抜け方式の対象とする工事等について改善点を整理し、内容の拡充に向け研究する。



(2)入札の結果、「入札辞退」の事例も散見されるが、その理由は何か。

【坂村市長】入札辞退は入札者本人の意思により行われるもので、理由の説明は求めていない。

一般的には、入札参加予定者が工事内容を精査した結果、自ら積算した見積額が予定価格と折り合いが付かないと判断した場合、他の工事を抱えていて当該工事に必要な技術者の配置ができなくなった場合、等の理由が考えられる。

(3)「取り抜け方式」を実施することは、どこに規定されているのか。この方式を採用する基準は何か。
また、この方式を導入していることを、入札参加事業者のみならず、広く公表すべきではないか。

【坂村市長】取り抜け方式採用の基準については、**「下野市建設工事請負業者指名選定取扱い方針」**で、先行工事の受注者は近接工事の落札者となることはできない旨を規定している。

また、**「下野市電子入札実施に係る運用基準」**では、同日に行われた入札で分割、分離発注に係る入札条件を付した入札の開札を行う場合、先に行われた入札の落札者が提出したその後の入札に係る入札書は開札対象外とすると規定している。

この 2 つの規定に基づく取扱いを、取り抜け方式として実施している。

現在、取り抜け方式で実施する入札については、対象案件ごとの入札公告にその旨を記載して入札参加者への周知を図っている。しかし、基準等についてはホームページ等では公表していない。市の取組をお知らせすることは必要なので、早急に公表する。

(再質問)取り抜け方式を実施できる、という法的根拠は何か。

【倉井総務部長】担い手三法と言われる建設業法、公共工事の品質確保の促進に関する法律、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律である。

これら 3 つの法律は度々改正され、その中で、適正な利潤を確保するために、予定価格についてや、歩切りの根絶、ダンピング対策などが強化された。これらの改正の中で、取り抜けも受注機会の拡大の観点で改正されたと考えている。

部長答弁にある3つの法律のどこの条文に規定されているのか、確認することはできなかった。しかし、毎年のように総務大臣、国土交通大臣の連名で発出される「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(要請書、事務連絡?)は、次の趣旨が記載されている。

R4.6.1付け通知の前文には、

○入札契約適正化法第7条・第8条に規定による情報の公表を適切に行う。

○同法第18条に基づき、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(H13.3.9閣議決定)に従って必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○激甚化・頻発化する災害への対応力強化：資材等の価格高騰への対応のため公共工事の受発注者間の価格転嫁を適切に行う必要がある。公共事業の円滑な施工の確保や担い手の中長期的な育成・確保、処遇改善のためダンピング対策等の取組を一層徹底する必要がある。

として、具体的事項について次のように要請している。

Ⅰ．指針改正を踏まえ緊急に措置に努めるべき事項

1.災害復旧等における入札及び契約の方法
2.適正な予定価格の設定　3.ダンピング対策の強化
4..適切な施工条件の明示・契約変更の実施等　5.適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保

に関すること
Ⅱ. 継続的に措置に努めるべき事項
1.施工に必要な工期の確保　2.施工時期の平準化　3.情報通信技術の活用　4.社会保険等未加入業者の排除　5.施工体制の把握の徹底　6.一般競争入札の適切な活用　7.総合評価落札方式の適切な活用　8.地域維持型契約方式　9.低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し　10.談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底　11.指名停止措置等の適正な運用の徹底　12.入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保　13.不良･不適格業者の排除　14.電子入札の導入　15.発注者としての体制の補完
Ⅲ. 情報の公表を行わなければならない事項
1.当該年度の公共事業の発注見通しに関する事項
2.入札及び契約の過程に関する事項
3.公共工事の契約内容

(再質問)同日入札の場合は、複数事案落札者がないように配慮しているのは理解したが、施工期間を考えると、複数の事業を抱えることもあり得る。同時施工事業は何件まで受注するのが適切と考えるのか。取り抜け条件に期間の概念も加味すべきではないか。

【倉井総務部長】 工事の案件ごとに検討する必要がある。事業者により希望、抱える技術者数も異なるので、近接工事については、同日ではなくても取り抜けと判断することはある。今後、原則的なところはまとめて積極的に公表する。

(再質問)本市では建設工事のみに取り抜け方式を実施しているようだが、コンサルタント業務委託分野にも拡大すべきではないか。導入に向けた考えはどうか。

【倉井総務部長】 本市では、現在、コンサル部門については実施していないが、課題として捉えている。企業の抱えている技術者の数が重要になる。今後の研究･検討課題である。

恥ずかしながら、入札で「取り抜け」方式が導入されていることを認識していなかった。自由競争であるなら、1社が独占的に落札しても致し方ないことと考えていた。しかし、事業者の育成や地域貢献などの視点からは、経験を通して育成することも大いに大事なことと思う。大企業が資本に任せて同時にいくつもの事業の落札者になるより、分割して中小事業者にも入札機会を提供し、受託工事を実施しながら経験を積むことが必要だと考えるに至った。意欲のある事業者には、であるが。
公正で公平な入札制度を作るのは、なかなか難しい側面があるが、資本力がある事業者だけではなく、これから成長していく事業者にも、そのような経験が積める環境を創出できたらと思った。
本市は電子入札を実施しているが、県内では、他市町に先駆けて実施、ですって!!

電子契約導入に向けた方針はどのようか

社会全体が急速にデジタル化が進んでいる昨今、政府を挙げてＤＸ(デジタル･トランス･フォーメーション)を進めている。本市も R4 年 3 月に「下野市 DX 推進方針」を策定した。だが、電子契約については、何ら記述がない。そこで、電子契約についての本市の現状と今後の対応、つまり導入するか、しないのか、導入するならどう進めるのか、基本的な考えを質した。

電子契約は、事務の効率化、コストダウンにつながると聞いた。本市ではどのように取り組んでいくのか。

【坂村市長】 現在、入札契約事務に関する電子化は、建設工事と測量等の建設関係業務委託の入札システムを、近隣の市町に先駆けて H21 年に導入して、入札事務の透明性向上や効率化に努めてきた。だが、電子契約システムは未導入である。
電子契約は、合意成立の手段としてインターネットや専用回線などの通信回線による情報交換を行い、かつ合意成立の証拠として電子署名やタイムスタンプを付与した電子ファイルを利用する契約方式である。
自治体が電子契約を推進することにより、自治体業務の効率化が図られるとともに、関係先企業の業務効率化、収入印紙が不要になるなどのメリットがある。
自治体側は非来庁型のサービスが提供できる、契約業務の効率化が図られる、契約書類の管理が簡素化される、承認フローを簡素化できること。企業側は来庁する手間が省ける、事務時間の削減が図られる、収入印紙が不要となること等がある。
しかし、導入に当たっては、セキュリティリスクが生じる、業務フローの変更が生じる、電子契約が不可能な契約がある、関係事業者への説明や合意が必要など、整理すべき課題も多く、解決には自治体のみならず関係企業側の協力も不可欠である。
先進的に取り組んでいる自治体の成功事例を参考に、課題解決に取り組み、効率的なシステム導入に向け研究する。

(再質問)いずれ電子契約は導入せざるを得ないと思う。そのためには職員の意識改革と育成、その指導者となる人材確保が課題だ。今後どう進めるのか。

【倉井総務部長】 県内では足利市が既に導入しており、鹿沼市は R5 年 12 月から始める。担当職員には研修機会があれば積極的に参加させたい。企業側には賛否両論あろうが、今後導入に向けて話し合いを重ねたい。
目下の所、県内の状況を見ていきたい。専門的分野の人材採用については、まだ明言できないが任期付職員任用も考えられる。



■「選択的夫婦別姓の早期実現に関する陳情」を採択

陳情書提出者：下野市薬師寺、自治医大学生寮
中澤恵太さん

《陳情の趣旨》

○女性の社会進出や男女平等の理念の浸透、性的マイノリティに対する社会の認知の進展に伴い、婚姻制度における制度と現実の齟齬が可視化されるようになってきた。

○選択的夫婦別姓とは別姓を強要するものではなく、夫婦が希望すれば互いに別姓を名乗れる制度である。2017年の政府世論調査では、若年層ほど選択的夫婦別姓を認めても良いとする割合が高かった。

○夫婦同姓とする現在の婚姻制度では、一部の人に不利益をもたらしており、通称使用で問題解決できるものではなく、選択的夫婦別姓を望む声が大きくなっている。

○選択的夫婦別姓について国会での議論を進めて欲しい。

《総務常任委員会(付託先)での審査》：12 月 6 日

【陳情者の趣旨説明】

陳情書内容に加えて、日本は 2003 年以来、度々国連女性差別撤廃委員会から民法の差別的規定を廃止するよう勧告されている。

また、2015 年、最高裁は夫婦同姓規定を「合憲」と初判断した上で、「制度のあり方は国会で論じ判断すべき」と議論を委ねたが、国会での議論は進んでいない。

【委員からの意見】

- 選択的夫婦別姓制度は家族制度そのものに影響を与えかねないので、慎重に検討すべき。国への意見書提出にも反対だ。
- 陳情の内容は、制度の是非を問うものでは無く、議論を始めて欲しいとある。その要望であれば賛成する。
- 数十年も保留にされている現状もあり、議論を深め、我々も見識を広めるため応援したい。
- 内容を見ると、賛否が趣旨ではなく、「議論を進めるよう求める」とある。議論の推進であれば賛成。

以上のことから、陳情者本人に確認の上、「議論の推進を求める意見書の提出」の陳情として採決した。

⟹　賛成多数で採択（賛成 4：反対 1）

《本会議》 12 月 15 日

○総務常任委員長の審査結果報告

○採決 ⟹　賛成多数で採択（賛成 14：反対 3）

○発議 「選択的夫婦別姓制度の議論の推進を求める意見書の提出について」

⟹　賛成多数で採択

総務常任委員会審査では、異例のとも言える運びだった。陳情　タイトルは「選択的夫婦別姓の早期実現に関する陳情」。だが、「早期実現に向けた議論を進めるよう･･･」とあり、総務常任委員会での多くの意見は「議論を進めることには異論は無い」だった。制度の賛否問うものでは無いと理解したのだ。そこで、暫時休憩中に協議し、傍聴していた陳情者にも了解を得て「議論の推進を求める意見書」の提出を前提とした採決とした。

選択的とはいえ、夫婦別姓には「家はどうなる?」「子どもの姓はどうなるの?」等々、合意形成や制度改革についての課題が多々あるのも事実だ。

インターネット上では、下記の情報もあった

- 選択的夫婦別姓の法制化を求める運動は、75 年の国際婦人年の頃から高まり、80 年代に盛り上がった。96 年には法制審議会が選択的夫婦別姓導入を含む民法改正案を答申。だが、自民党議員の反対で国会提出が見送られた。
- 衆院法制審議会では 2018 年、法務省担当者が「夫婦同姓を採用している国は把握している限り日本以外にない」と答弁。同委員会での川上前法相は「旧姓の通称使用では、氏の使い分けが必要。社会生活上の不利益が全て解消されているとは言い切れない」と述べた。だが、政府は旧姓使用の拡大を進める。(以上東京新聞)

私たち市民が真剣に考え、世論を巻き起こしていかなければ、との警告のようだ。 数年前にスタディツアーで訪れた韓国では、昔から夫婦別姓だったが、近年になって家父長制を廃止した。家父長たる男性は、両親はじめ家族の面倒を見ることの負担が重圧となり、男性の賛同者も多く、家父長制廃止運動の主体にもなったと聞いた。

日本の家制度はもはや歴然とはしていないと思うが、「長男」に向けられる期待は、未だ大きいのだろう。そのような点からも、議論を深めることは必要だ。

それにしても、今回の陳情者は勇気がある!と感じた。若者がたった一人で、議論をして欲しいとの思いから陳情書を提出、勉学が忙しいだろうに、趣旨説明と傍聴にも見えた。そして、陳情書採択後には、「自らの考えを超えて、議論して欲しいという趣旨を理解していただき感謝しています」とのお礼のメールが議会事務局に届いた。彼は、きっと患者の気持ちに添えるすばらしい医師になるに違いない。

～会派下野市民派クラブ、市長へ要望書提出～

（12 月 15 日）

下野市民派クラブは、これまでの市民派カフェ(議会報告と意見交換会)で伺った市民の皆様のご意見や、会派で視察訪問した日光市の事例を参考に、次の項目について市長へ要望書を提出しました。

1. 移動市役所及び移動期日前投票所開設の検討
2. 現行のデマンドタクシー予約システムの改善
3. コミュニティバスの導入
4. 農業政策に有機農業推進の明確な位置付け
5. 持続可能な水道事業の堅持

今後、提言した政策がどのように実現していくのか、見守っていきます。

2023年　議員報酬と主な使途

【収入】

議員報酬	5,568,500 円	①
所得税還付金	1,037,358 円	②
印刷機使用料	12,161 円	③

①月額 35 万円、期末手当 3.40 ヶ月分（＋役職加算 15 %）
② 2022 年分
③実費分(どなたでも利用可)

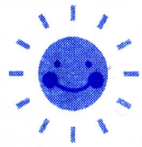
※下野市議会では政務活動費の支給はありません



【支出】 主なもの　（単位：円）

所得税 1,259,171 ／住民税 306,800 ／国民健康保険税·後期高齢者医療 346,600 ④／介護保険料 116,400(R5 年度分)／固定資産税 65,000 ⑤／議員親睦会 36,000 ⑥／病気·団体議員保険 68,868 円 ／家計へ 840,000 ⑦／自動車維持費 597,730 ⑧／印刷機·パソコン維持費 211,270 ⑨／印刷用紙 171,886 ／報告書作業工賃 66,462 ⑩／図書·新聞·機関誌 235,975 ⑪／通信費 206,410 ⑫／講座参加費 83,000 ⑬／交通·宿泊費 33,650 ／団体会費 30,400 ／事務用品 65,332 ／慶弔費 41,500 ／医療費 72,410

【備考】 ④ R5 年 8 月まで国保 146,100 、9 月より後期高齢者医療保険 200,500 ／⑤共同名義の自宅分 1/2 負担／⑥お茶代·慶弔費として 3,000 円を報酬から天引き／⑦生活費·事務所費として 7 万円/月を家計へ／⑧自動車税·車検整備·修理·ガソリン代·任意保険／⑨印刷機修理·インク·マスター·プリンターインク／⑩議会報告書製本·発送等作業工賃／⑪新聞·月刊誌·団体機関誌·単行本／⑫議会報告書等送料·スマホ通信費／⑬全国自治体議員行財政自主研究会、市川房枝記念会政治参画フォーラム·連続講座「"政治"を揺り動かす II」等(殆どZoomだったが、少しずつ対面式も)、その他被服費·懇親会費に支出、記帳漏れや使途不明金もある。

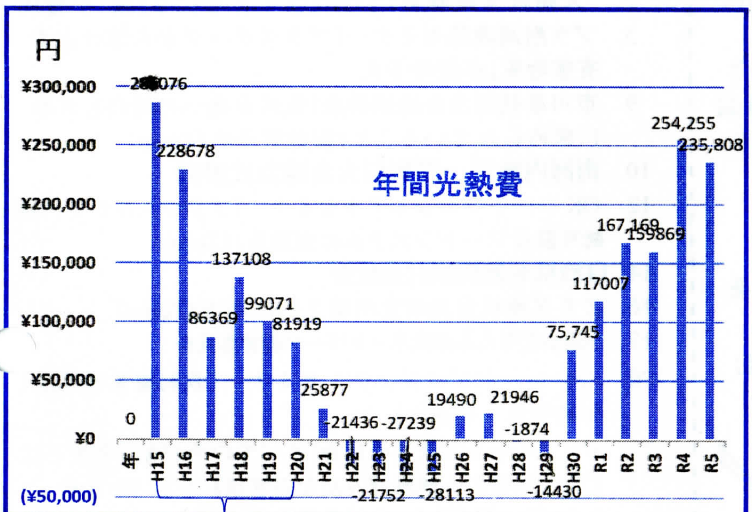


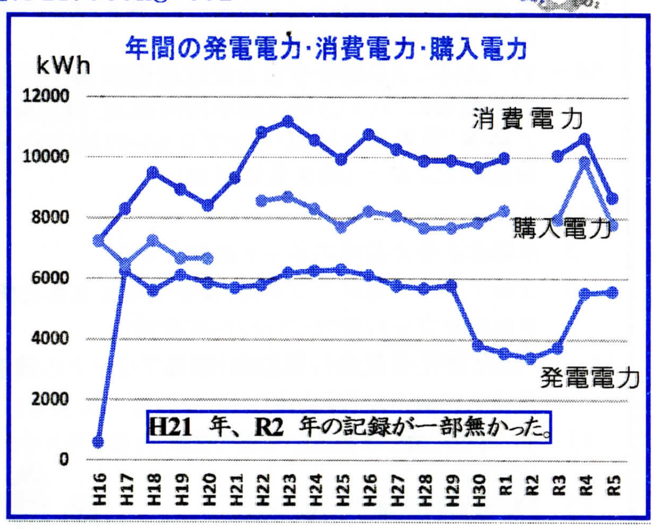
《村尾太陽光発電所通信》 2004(H16)年 7 月～　5.1kW 稼働

○2019(R1)年10月でFIT(固定価格買取制度)が終了。それまでは48円／kWhで売電できたが、8.5円となり、電気料金が急増した。その後も電気料金急騰、消費税も10%に引き上げられている。
○2021年7月にはパワーコンディショナー(直流を交流に変換)故障・発電パネル1枚破損(150ワット)、その修理と併せて、蓄電池を設置した。



2024年1月14日までのCO2削減量は21,985kg-CO2





2008 年(H20)8 月までガスも利用していたが、エコキュート導入によりガスは廃止した。灯油は利用していない。

R4(2022)年の消費電力は増加傾向だった。R5(2023)年は消費電力は減少したものの、電気料金はさほど安くなったとは思えない。過去最大に電力消費した H23(2011)年と比較した。

	消費電力 (kWh)	購入電力 (kWh)	太陽光発電量 kWh(うち売却)	実質電気料金 (購入－売却)	自給率 %	余剰電力買取価格(円／k Wh)
R5	8,576	7,694	5,474(4,592)	235,808 円	65%	8.5 円／ kWh
R4	10,534	9,765	5,425(4,655)	254,255 円	51.5	
H23	11,100	8,612	6,109(2,488)	△ 21,752 円	55.0	48 円／ kWh

● R5 年太陽光発電は順調に稼働。買い取り価格 8.5 円の影響は大きく、更に消費税 10 %、電気料金引き上げも響く。購入電力が減ったのは、蓄電池効果なの？消費電力も減少しているし、まだ、何とも言えないか。

寒さに堪え性がなくなっている。この冬は暖冬かも、と聞いて少しホッとしている。一方では、寒さに耐えた野菜は甘くなるのでは？霜に当たったほうれん草の根本の赤いところが甘くて美味しいこと！年末には恒例だが、年越蕎麦と一緒にほうれん草のおひたしを堪能した。



【行動記録】　太字は議員としての公的活動

10/9 ～ 19　村尾市議会報告 No72 編集･印刷作業

【10月】

2　**自治医大附属病院救急救命センター・こども医療センター視察見学**

5　**議会だより編集委員会**

7　市長タウントーク(南河内公民館)

8　**南河内スポーツフェスティバル開会式**

10　第 16 回プラ削減連続講座｢サーキュラーエコニミー時代の拡大生産者責任とは｣田崎智宏氏(Zoom)

11　**自治基本条例検討委員会**／総務部長･税務課長からの説明

14　市川房枝記念会連続講座｢外国人移住者と地域社会｣山岸素子氏(Zoom)

15　市民活動センターまつり(下野つばさの会)

18　**栃木県市議会議長会主催研修会**｢ AI の力を活用する ChatGPT と地方自治の未来｣安藤　昇氏(佐野市)

20　**議会だより編集委員会**／会派下野市民派クラブ連絡会

21　指定ごみ袋制度説明会（GT コミセン）／**議会主催講演会｢多発する異常気象とsも付け市の災害対策と天気予報の活用｣田代大輔氏**

25　**議会だより編集委員会**(正副委員長)

26　**ふれあい福祉運動会参観**

27　**総務常任委員会｢国際交流協会役員との意見交換会｣**／市民生活部長からの説明

29　産業祭／映画｢原発を止めた裁判長｣鑑賞(主催:原発いらない栃木の会､於石橋公民館)

30 ～ 31　**議会だより編集委員会先進地視察･研修｢議会広報編集について｣埼玉県小川町議会､寄居町議会／講義｢効果的な写真･キャプションの付け方｣KK会議録センター**(埼玉県鴻巣市)

【11月】

3　水道水を考える市民ネット運営委員会

4　会派下野市民派クラブ主催｢議会報告＆意見交換会　市民派カフェ｣(於ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ友愛館)

7 ～ 9　**総務常任委員会行政視察｢防災アリーナの機能｣**(茨城県神栖市)**/｢自治体DXについて｣**(笠間市)

11　市川房枝記念会連続講座｢包括的性教育｣染矢明日香氏(Zoom)

12　**下野市消防団通常点検参観**

13　**総務常任委員会**

17　第一法規主催議員オンラインセミナー｢一般質問の組立て方｣(Zoom)



20　自治体議員研修会｢地域循環経済の可能性｣(Zoom)／プラごみ削減連続講座(Zoom)

22　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会/議会だより編集委員会**

23　全国自治体議員行財政自主研究会｢ケアラー支援･ヤングケアラー支援のこれから｣竹村雅夫氏(Zoom)

24　総務部長･契約検査課長からのインタビュー／会派下野市民派クラブ連絡会

25　**ふくしフェスタ開会式**

26　朝日教育会議｢世界に貢献する地･社会･産業の連携｣(Zoom)

【12 月】

11/30 ～ 12/15　**市議会第4回定例会**

11/30 、12/1 、4 、5 、15 日　**本会議**

11 月 30 日　議場コンサート｢虹の音｣演奏

12 月 4 日　**村尾一般質問**

5 日　**会派代表者会会議**

6 日　**総務常任委員会**

7 日　教育福祉常任委員会傍聴

8 日　経済建設常任委員会傍聴／**総務常任委員会正副委員長 (委員長報告まとめ)**

13 日　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**

15 日　**議会だより編集委員会／会派下野市民派クラブ･市長へ｢要望書｣提出｣**

2　人権教育後援会｢ LGBTQ ってなに？｣東　小雪氏

5　プラ削減連続セミナー｢プラスチックから溶け出す有害物質｣水野玲子氏

9　市川房枝記念会連続講座｢気候危機への対応と日本に求められていること｣桜井貴子氏(Zoom)

10　**南河内地区一周駅伝大会開会式参列**

12　OK シードプロジェクトセミナー｢アグロエコロジー持続可能なフードシステムの生態系｣(Zoom)

14　**自治基本条例検討委員会**

16　とちぎ地域自治研究所第 2 回理事会(Zoom)

17　水道水を考える市民ネットワーク運営委員会

20　OK シードプロジェクトセミナー｢放射線育種問題｣印鑰智也氏(Zoom)

23　インクルーシブ教育研究会｢すべての子が育つ学校とはどんな学校か～映画『みんなの学校』から **10** 年経った今､問い直すこと｣木村泰子氏(Zoom)

26　**議会だより編集委員会**



12/18 ～ 22　議会だより No71 原稿執筆

1/2 ～ 18　村尾市議会報告 No73 編集･印刷作業

～あれこれ～■昨年も追いまくられた日々だった。今も続いている。



■元日には娘、息子の妻と娘、姉一家が揃った。残念ながら息子は帰国できず、長男は受験に備えるとのことでいない。

■1月13日の市川房枝記念会の講座は｢安心できる子どもの居場所づくり｣と題して認定NPO法人フリースペースたまりば理事長西野博之さんの講義だった(Zoom)。川崎市が設置した｢こども夢パーク｣を指定管理者として運営している。｢こどものいのちを真ん中において｣ ほっと安心できる居場所、｢何もしない｣ことの保障を基本理念としている。川崎市教育委員会との共同で築いた子どもの居場所づくりと運営活動は30年の歴史があった。ぜひ訪問したい。(1/15記)

